ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条及び第二十五条第一項（これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により都道府県が行うこととされている事務

政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月二日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百十号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条第一項中「次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該」を加え、同項各号中「それぞれに」を「それぞれ次に」に改め、同条第四項中「及び専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改め、同条第七項及び第九項中「においては」を「には」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令第百二十九条第四項及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百十一号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め）

第一条　厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金（次条第一項及び第四条において「年金生活者支援給付金」という。）の速やかな支給のため必要があると認めるときは、支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村（特別区を含む。次条第一項及び第三条第一項において同じ。）に対し資料の提供を求めることができる。

2　前項の支給要件調査対象者は、平成二十八年四月一日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金（次に掲げる年金たる給付を含む。以下この号において同じ。）の受給権者（六十五歳に達している者に限り、厚生労働省令で定める日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）

イ　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。ロ及びハにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定により支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

ロ　昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次号において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

ハ　昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次号において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

ニ　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次号において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ホ　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。次号において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ヘ　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次号において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ト　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（次号において「移行農林年金」という。）のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

二　国民年金法による障害基礎年金（次に掲げる年金たる給付を含む。）の受給権者

イ　旧国民年金法による障害年金

ロ　旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）